

平成29年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成29年12月22日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第74号 平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第75号 平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第76号 平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第63号 瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第70号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第71号 瑞穂市国民健康保険税条例及び瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第73号 平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第62号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第9 議案第64号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第10 議案第65号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第66号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第67号 瑞穂市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第68号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第69号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第72号 平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第77号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 総務委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第18 発議第5号 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書
- 日程第19 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	松 野 貴 志	2 番	今 木 啓一郎
3 番	北 倉 利 治	4 番	鳥 居 佳 史
5 番	小 川 理	6 番	杉 原 克 巳
7 番	若 園 正 博	8 番	森 治 久

9番	庄田昭人
11番	清水治
13番	堀武
15番	若園五朗
17番	松野藤四郎

10番	若井千尋
12番	広瀬武雄
14番	広瀬時男
16番	くまがいさちこ
18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	巢南庁舎 管理部長	松野英泰
福祉部長	森和之	都市整備部長	鹿野政和
環境水道部長	広瀬進一	会計管理者	平塚直樹
教育次長	山本康義	監査委員 長	高山浩之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
書記	宇野伸二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第74号から日程第 3 議案第76号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議案第74号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 3、議案第76号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 2 号）までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 清水治君。

○産業建設委員長（清水 治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号11番 清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま一括議題となりました 3 議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

産業建設委員会は、12月12日午前 9 時30分から単南庁舎 3－2 会議室で開催をいたしました。6 名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第74号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を審査いたしました。

これについては、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決をされました。

次に、議案第75号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を審査いたしました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、繰越明許費30万円の内容はとの質疑に対し、公営企業会計への移行事務として平成28年度に固定資産の台帳整備を行っていましたが、平成29年度に導入予定のシステムに合わせてデータをコンバートする必要があるため、繰越明許をさせていただいたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第76号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

執行部からの補足説明があった後、質疑に入り、委員から、経営戦略策定のために178万2,000円が計上されているが、国からの補助金で充当できると聞いている。一般会計に一旦入り、その後、水道会計に入ってくるのかとの質疑に対し、国から経営戦略計画策定の要請に基づいて、計画期間を最低10年間とし、財政計画・投資計画などを策定している。計画策定に当たって一般会計から繰り入れた場合は、特別交付税において2分の1の財政措置がある。一般会計から繰り入れる額は、対象経費の2分の1以上が必要で、結果、国から一般会計へ措置される金額は、対象経費の4分の1となるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成29年12月22日、産業建設委員会委員長 清水治。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第74号平成29年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第75号平成29年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第76号平成29年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第４ 議案第63号から日程第７ 議案第73号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第４、議案第63号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についてから、日程第７、議案第73号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）までを一括議題といたします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 改めまして、おはようございます。

議席番号10番 若井千尋でございます。

ただいま藤橋議長のお許しをいただきましたので、一括議題となりました議案４件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告をいたします。

文教厚生委員会は、12月13日午前９時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。６名の全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第63号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についてを審査しました。

執行部から、シダックスと平成30年４月１日から平成35年３月31日までの５年間契約とする。シダックスとの事前協議の中では、研修センターが入っているホテル館は現状のまま使用し、大規模改修は行わない。11月20日開催の教育委員会からも意見聴取をし、現状の使用実績から見て、PRが足りないとの厳しい意見ももらっている。本巣市への譲渡については、指定管理開始後の３年目になる平成32年度を一つの区切りとして考えたいとの補足説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、今回の議案に反対ではないが、アピールにも限界がある。なぜ平成32年度を区切りにするのか。来年度ではいけないのかとの質疑に対し、一、二年の実績を見て、３年後をめどに協議したいとの答弁がありました。

また、民間業者のシダックスをうまく利用し、当市にない温泉等の施設をうまく利用させてもらったらどうかとの質疑に対し、シダックスはいろいろな事業を計画している。会議室の利用実績はふえると期待しているとの答弁がありました。

さらに、使用料を指定管理費に充てるということは、使用したお金はシダックスのもうけになるのかとの質疑に対し、収入が多ければもうけになるが、現状はほかで賄っている。もうけがない場合は、本巣市が補填している。使用料で全て賄うことは難しいとの答弁がありました。

また、当市民の無料シャトルバスの利用状況はとの質疑に対し、大垣アクアウォーク・瑞穂市役所・モレラ岐阜間では、ほぼ満席であると聞いているとの答弁がありました。

また、民間の大手業者の指定管理なので、今までと同じようなことはしないと予測する。今後、シダックスの動向、施設の運営状況全体を見ながら、先送りするのではなく、その時点で一度協議してほしい。当市は研修センターだけで、市民としての恩恵は何もないので、温泉割引以外に何か特典をもらえないのか協議できないのかとの質疑に対し、シダックスとはこれからいろいろ慎重に交渉していく。皆様からの心配事は今後しっかり協議していく。今回は、シダックスを指定管理者とすることの第一歩の段階なので理解をしてほしいとの答弁がありました。

最後に、研修センターという当市の一つの財産を、もっともっと市民に対してのサービスとなるように当市が積極的に取り組むことにより、1年、2年しっかり見定めてもらうとよい。また、研修センターは、当市にとっては学びの場である、その根本を間違えないようにしっかりやってほしいとの意見がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第71号瑞穂市国民健康保険税条例及び瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員からは、3回ほどの改正で資産割額をなくすかわりに所得割額が上がると聞いているが、中低所得者層に影響はないのかとの質疑に対し、資産割額がゼロ円になるとときには、その分が所得割額にかかる。ところが、人口動態等を鑑みると、6年から7年後には前期高齢者がほぼ後期高齢者に移行するため、徐々に医療費が平準化し、影響が少なくなると予測されとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第73号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、総務費運営協議会費の増額補正は、当初予算時に開催回数の予測を誤ったのかとの質疑に対し、通常は年間3回分の予算に対し、2回実施している。今年度は当初に5回分見込んだが、県単位化に伴い試算説明等に時間がかかり、当初の予定より協議会が1回分多くなると見込まれるための補正であるとの答弁がありました。

最後に、職員の時間外勤務手当の増額は、今年度のみの特殊事情か。平成30年度以降もふえ

る予定はあるのかとの質疑に対し、来年度は今年度ほど多くならないと見込んでいるとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成29年12月22日、文教厚生委員会委員長 若井千尋。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第63号瑞穂市うすずみ研修センターの指定管理者の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第70号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号瑞穂市国民健康保険税条例及び瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席ナンバー4番 鳥居佳史です。

報告書の中で、資産割をなくすかわりに所得割合が上がると聞いているが、中低所得者層に影響はないのかの質疑の回答のところで、資産割額がゼロになるとときには、4年後ぐらいですよ、その分が所得割額にかかる。ところが、人口動態を見ると、4年から7年後には前期高齢者がほぼ後期高齢者に移行するため、その後から徐々に医療費が平準化し、これもちょっとわからないんですけども、それで影響が少なくなると。この理屈がちょっといまいよくわからないんですけども、私にわかるように説明していただけるとありがたいです。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの鳥居議員の御質問に答えたいと思います。

理屈とかいうことではないんですけども、要はこれはこのとおりでございますけれども、人口の動態というか、人口が減少していく。要は今、冒頭からもうこの議論に関しましては、国民健康保険に入っておられる方の高齢化がどんどん進んでいるという状況の中で、当市は今の4方式から県が行う3方式という形に変えていく、その一つは資産割というものをなくして所得割に当然、分母は変わりませんので、そうやっていくときに、段階的にこういうことを行っていくと、先ほど言った人口の動態の、今の前期高齢者の方が後期高齢者になっていくということで、要はそのときに後期高齢者になっていきますと医療費の負担が少なくなってくるので、今の6年から7年と、また多少のタイムラグは発生するかと思いますけど、全体的な国民保険の税率に関しては影響力が少ないというふうに私たちは解釈して、このように報告させていただきました。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○５番（小川 理君） 議席番号５番の日本共産党の小川理でございます。

お尋ねをしたいというふうに思います。

この報告の中でですけれども、今、鳥居議員からも質問がありましたけれども、資産割をなくすかわりに所得割が上がるということにかかわることですけれども、中間所得層に影響はないかという質疑が行われたという報告がございました。

それに対する、この委員会では、６年から７年後には徐々に影響がなくなっていくと。平準化するという言葉になっていきますけれども、今回の税率改正といいますのは平成36年度までに徐々に資産割をなくしてゼロにする、そして所得割は税率を上げていくということですけど、この６年後、平成36年後に一体、現在の保険税と比べて、幾らの保険税が上がるのかということとはシミュレーションがされていると思うんですね。それについてどのように議論されたのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの小川議員の御質問にお答えをしたいと思います、どのような質疑があったのか、討論があったのかとの御質問でございましたので、そういった討論はしておりません。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○１７番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第71号でございますけれども、資産割額をなくすかわりに所得割額が上がると聞いていて書いてありますけれども、資産割額をなぜなくすんですか。ちょっとその辺がよくわかりませんが、まず。

資産割額をなくす理由ですね、４方式の中の資産割額が最終的になくなるんですけれども、なくす理由は何でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） 今の松野藤四郎議員の御質問にお答えしますけど、なぜ資産割額をなくするのかという質問でございますけれども、済みません、このことに関してはちょっと討論しておりませんので、お答えのしようがないと思います。済みません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○１７番（松野藤四郎君） 委員会の中でそういうお話がなかったということでございますけれ

ども、また違いますけれども、資料によりますと、医療費の関係ですと、県平均より1人当たり2万4,600円少ないという瑞穂市の国民健康保険の状況でございます。そして、保険料は約3,000円高いという資料があるわけですが、それに関して、今回のこの税率改正が出てくるんですけれども、そういった中において、今回は別に県から言われてやる必要はないと思うんですね、3方式の形態に。要は1人当たりの医療費が少ないんや、うちは。なおかつ逆に保険料は高いわけやね。そして、基金が5.3億円あるという中で、それを6年間で徐々に保険のほうへつぎ込んで、最終的には1億円弱の基金になってくるわけですが、なぜこの基金を毎年毎年数千万円ずつ取り崩していくのかと。

当瑞穂市の国民健康保険の運営状況は毎年毎年黒字だと。1億、2億出てきますね。そういった安定の中で、今回、県が指導しておるような格好の県単位化という中でありますけれども、要は当市としては県の試算をしていくと増税になるわけやね。そこら辺の話は委員会の中でどのような話をされているのかなあ、ちょっとまず聞きたいと思いますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えをしたいと思います。

個人的な考えを言う場ではございませんので、松野議員が何度も何度もこのことに対して御質問されたことに対しては、今までいろんな御意見もあろうかと思いますが、当委員会ではそのようなことは討論がなかったというふうに記憶しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回は資産割額を6年間かけてゼロにすると。それで、所得割をふやすと。資産税については、各被保険者等から固定資産税が高い高いと、何かそういう話もあったということもあると思いますし、県下、あるいは全国的に見ますと資産税を取っていないというところもありますから、それに追従してきたかなあというふうには思いますけれども、固定資産税を二重に払ったりとかありますね。じゃあ、所得割のほうでも所得税を出しておるわけやね、これも二重、三重に払っておるんですよ。ここら辺の議論はなかったかということをお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えしたいと思います。

何度もお話ししますが、自分の主観を言う場ではございませんので、国民保険だけに限らず、税をたくさん重ねて払っていらっしゃる方というのはあろうかと思いますが、いずれにしても、今はそういう議論があったのかという御質問でございますので、当委員会ではそ

ういふ討論はありませんでしたというふうにお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきます。

以下、その理由を述べさせていただきますと思います。

今回の税率改正は、資産割の税率6.75%を引き下げ、所得割の税率は0.14%の引き上げを行うものです。この税率改正で、来年度の賦課総額を試算しますと、賦課総額は約12億8,000万円になります。これに対して、基金の充当額が500万ということになりますので、賦課総額から基金充当額を引きまして、国保の加入人数で割りますと、1人当たりの国民健康保険税が幾らになるのかという試算が出てまいります。この1人当たりの来年度の平均保険税ですけれども、約11万6,000円になるんですね。したがって、本年度の1人当たりの平均保険税は約10万3,000円ですので、その差を見ますと約1万3,000円の国保税の値上げになります。これはあくまでも1人当たりの保険税を比べてみたということです。

しかもこれは試算でありますけれども、しかしながら、この税率改正に基づく試算が当局のほうから出されておる。これに基づく試算でありますので、決して根拠がない試算ではないというふうに思います。

この保険税の値上げになるということについては、実は8月に県の試算が行われまして、それに基づく納付金、これもまだ仮定でありますけど、しかしながら、これを想定したものといっただいではないでしょうか。私は、このような国保税の値上げは許されないというふうに思います。県への単位化、あるいは税の算定方式を3方式にするとか、こういう問題は国保の加入者の世帯に何ら責任はないことだというふうに思います。ですから、これに対する値上げを行うのではなくて、一般会計からの繰り入れで増税を抑えることが必要だということを述べたいというふうに思います。

さらに、先ほど資産割の廃止に伴う影響分について質問させていただきましたけれども、余りお答えがありませんでした。しかし、これにしても行政当局から試算が出されております。これを少し紹介させていただきますと、モデル世帯でいいますと、4人家族で所得300万円の

場合に、資産もない世帯の場合、この場合にはことしの保険税と比べて約3万9,000円もの値上げになるんですね。それでは所得200万円の場合はどうかといいますと、これは約2万5,000円の値上げ、ことしの保険税と比べてそれだけ値上げになる。しかも資産のない世帯に限ってこういった増税の影響が出てくるわけですので、これは本当に私は大幅な値上げだというふうに思います。

この国保税の負担の問題ですけれども、今でも負担が限度を超えておるというふうに思うんですね。だから、払いたくても払えないという世帯がおよそ6世帯に1世帯はなっておる、こういう現状であるわけですので、ですから、その上に増税が行われれば、さらに払えない世帯がふえることは私は明らかではないかなあというふうに思います。ない袖は振れない、こういうことになるのではないのでしょうか。ですから、私はこのような市民の暮らしを壊してしまうような増税は許されないというふうに思います。

基金が5億3,000万円あるわけですけれども、この税率改正に伴う増税の影響は、この基金を活用して、増税しない、こういう処置を行うということが必要だというふうに思います。

以上で反対の理由とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第73号平成29年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第73号でございますけれども、今回、職員の時間外ということで230万円計上をされておりまして。これについては、1人当たり何時間見ているか。ということは、以前にもお話しし

ましたけれども、投書があったように、サービス残業があるとか、休日勤務で無報酬だと、こういうことがございますので、そこら辺を含めて230万円の根拠、どのようにお話をされたのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 文教厚生委員長 若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えしたいと思います。最初、最初に報告したとおりでございます。この時間外に関しては今年度のみの事情ということで、さらに来年度はということはお聞きしまして、質問に対しましては、今年度ほど多くならないと部分の答弁はいただいておりますが、230万円云々の内訳というか、そういったことは議論されておられません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会の中でそういったお話がされていないということですが、やはり時間外勤務を1日2時間とか1週間に数時間と、こういうような格好でやらんと職員は過重労働になるわけですね。そういうところを含めてお聞きしたんですけれども、230万円が、例えば健康保険にかかる人が10人ぐらいやっているんだと、仕事を。そこで1カ月10時間ぐらいだというふうなところで積算したのかなあと思うんですけれども、そういったことのお話し合いが委員会でされていないということは、残念かなあというふうには思っております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 答弁、必要ですか。

若井千尋君。

○文教厚生委員長（若井千尋君） ただいまの松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

本当に当委員会でそのことが話題にならなかったことに関しましては、そのとおり、なかったということで御報告させていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号から日程第16 議案第77号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第62号瑞穂市指定金融機関の指定についてから、日程第16、議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） おはようございます。

総務常任委員会の委員長報告をいたしますが、2カ所訂正する箇所がございまして、訂正するように読みますので、文言は短いですが、済みませんお願いします。

ただいま一括議題となりました9議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

総務委員会は、12月14日の午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部からは市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告いたします。

まず初めに、議案第72号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を審査いたしました。

繰越明許費補正（仮称）中山道大月多目的広場基本計画等作成業務700万円について、補正に計上した理由はとの質疑に対し、初回のプロポーザル審査委員会で、スケジュールが過密過ぎて、このままでは提案業者が案を十分に練れないのではないかという意見をもらったので、今回繰越明許費をお願いして、来年度の9月末まで延ばし、発注は1月からかけていきたいとの答弁がありました。

また、いろいろな意見を聞いてテーマを決めていくと、話が膨らんで700万円では足りなくなり、次も補正として計上されていくのではとの質疑に対し、大月については、既に市民に周知し理解をもらって進めているが、ある程度期間がないと事業が進まない。今回の繰越明許費については理解してほしいとの答弁がありました。

また、期間を延ばす判断は誰がしたのかとの質疑に対し、第1回のプロポーザル審査委員会で、委員から、この期間では短いのではという意見があった。審査、ヒアリングなどから期間を延ばすという結論を出したとの答弁がありました。

また、第1回のプロポーザル審査委員会はどのようなものだったのかとの質疑に対し、若手職員の意見を聞くことや、工期的に厳しいという意見が多かった。このような意見を受け、もう少し期間をかけて丁寧に進めることにしたとの答弁がありました。この答弁を受け、委員会の進め方はうまくいっているのかとの質疑に対し、第2回の会議に向けて調整をし、若手職員の会議で意見をまとめている。大きな事業を進めるのに日程が窮屈になった、今後もしっかりとスケジュールを組んで進めたいといった答弁がありました。

また、平成31年4月の着工は変わらないのかとの質疑に対し、31年度中の着工は変わらないとの答弁がありました。

また、繰越明許費補正、野田橋歩道橋整備事業について、株式会社郷鉄工所が倒産し、その後の工事が株式会社篠田製作所に移ったが、工事費の増額はないのかとの質疑に対し、株式会社郷鉄工所のできなかった工事部分を引き継ぐものだが、工事が分割されてしまい、改めて積算をし直した。資材、人件費も上昇しているので、実際にはふえているが、株式会社郷鉄工所の違約金もの範囲内で、プラスしたということですね、それを財源として契約しているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号瑞穂市指定金融機関の指定についてを審査しました。

質疑に入り、指定金融機関の選定基準なしとはどういう意味かとの質疑に対し、選定基準を設けている市は、県内では下呂市のみで、要綱を持っているという意味であるとの答弁がありました。この答弁を受け、不良債権比率の内容を十分理解した上で選定したのかとの質疑に対し、内容の中身までは検討していないとの答弁がありました。

また、交代制をとらない理由はとの質疑に対し、交代制については一理あるが、市内で6つの金融機関がある中で、どのように交代制をとっていくのか懸念があった。今回は3年で見直しということに重きを置いたとの答弁がありました。この答弁を受け、3年で見直しについては条例で決められているのかとの質疑に対し、条例ではなく、穂積町・巣南町合併協議事項の調整方針であるとの答弁がありました。

また、交代制を検討するならば、幅広い考えた方をしてほしいとの要望に対し、もし交代制を考えるならば、市内にある6つの金融機関全てを考えていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、市民の利便性を考えた上での指定金融機関の指定も考えるべきだ。日銀の動向も探りながら、今後の指定金融の指定を考えてほしいといった要望がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第64号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審査しました。

質疑に入り、市民協働と安全安心を一緒にの課にしたが、安全安心の仕事が主になって、市民協働がどこまでできるのか懸念がある。分けるべきではないかとの質疑に対し、今回、市民協働安全課に防災を持ってきたのは、地域の防災力を高めて住みやすいまちにしていきたいという思いを込めている。地域のことは地域で考えていこうとする市民協働も推進したいとの答弁がありました。

また、市長の公約にあった、こども青年未来部がないのはとの質疑に対し、今回、岐阜市との連携中枢協約の中で、岐阜市の子ども未来部から学び、連携しながらやっていくが、公約の実現については諦めているわけではないとの答弁がありました。この答弁を受け、岐阜市から学ぶのではなく、多くの市民の意見を聞いたり、事例を集めたりして、瑞穂市に合った体制にすべきだと思うがとの質疑に対し、組織改編については、市長のマニフェストを生かし、職員の意見も聞く中での組織変更であり、理解してほしいとの答弁がありました。

また、市民協働安全課については、他の課でも市民の参加・参画について指導・指摘をもらえるのかとの質疑に対し、いろいろな課に関連することは、市民協働安全課に意見を集約し取りまとめていくとの答弁がありました。

その後、討論に入り、反対討論では、もう少し慎重に組織を検討してほしい。市民協働安全課については、市民協働課と安全課に分けるべきであるといった意見がありました。

賛成討論では、2年かけて組織を見直した結果で、新たに行政運営をしっかりとっていくことを望むといった意見がありました。

採決の結果、賛成多数で原案とおり可決されました。

最後に、議案第66号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議案第67号瑞穂市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、議案第68号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第69号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらの5議案については、いずれも報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。平成29年12月22日、総務委員会委員長 くまがいさちこ。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。10時15分から再開をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより議案第62号瑞穂市指定金融機関の指定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第64号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第65号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

議案第65号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質問をいたします。

今、委員長から委員会の議論に際しましての項目につきましての御報告をいただきましたが、私も先回の総括質問で組織のあり方ということで質問をさせていただきまして、他の議員の方もいろいろな御意見が続出しておりましたから、この組織に関しましては、もう少しいろんな角度から各委員の方から御質問があるかなあと、そういう意味で期待をしておりましたが、新組織、新課のことにつきましての内容の質疑ということに終わっておりましたんですけど、私は今回の組織の中で、純粋な組織論としまして、まず一番大きなところは、企画部と総務部の業務の運営の中身のことが一番、私は重要ではないかなあというふうに思っておるわけですが、いろいろ大義はありますけど、あえて、また席のほうで質問はさせていただきますけど、変える、今のままの中で新しい組織をそこへ挿入というんですか、その部の範疇の中で運営していったほうがベターではないかなあというふうに感じておるわけですが。

ですから、そこら辺のことをまず、この以外のところ、例えば総務部と企画部の中に今度は新しい課も、それから現在の既存の課も入って運営をされるわけなんですけど、そこら辺のことについて、委員の方からそういう質問というのがなかったかどうかということをもっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 議案第65号につきまして質疑がありましたのは、市民協働安全課のことと、こども青年未来部に関してで、企画・総務のことについては一つもありませんでした。

○議長（藤橋礼治君） よろしいかね。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 私、先ほど質問させていただきました今回の組織編成の中で、一番大きな問題は、この部の中の構成課の、要するに部を構成している課の運営ということにつきましてちょっと疑問を感じたわけで、それで、私も火曜日の一般質問で時間切れで、大変私の時間のコントロールがまずくて質問の機会を逸しましたもので、ちょっとここで質問させていただくんですけど、きのうとおととい、私の友人数名に、実は行政が今度はこういうことで組織を今考えておるんだけど、あなたたちどう思われますかということで私、聞いたんですよ。それで、彼、数人ですけど、名のある一流会社のそこその幹部の意見としまして、これは、杉原さん、ちょっとおかしいんじゃないのということで、私はこの組織図をちょっと見せたんですよ。それで、私も感じておるようなことと同じような意見を言ったわけなんですね。

例えば、こういうことを言ったんですよ。子供さんが病気になったと。それで病院へ行ったら。風邪だったんですよ。そうすると、普通だと風邪やと内科へ行きますわね。これだと、ちょっと極論ですけど、この組織でいうと、これは外科やないかと言うんですよ。

ということは、行政というのはサービスを、市長も言われたんですけど、要するに歳出業務も持っておると。だから、一般の視点から考えて、市のほうへ一般の市民の方が相談に見えて、これはこの案件だから総務部へ行ったら、いやこれ総務では今回やっておりませんと。これは企画部のほうですと。ええっというふうにならないかということで、もう少し、杉原議員、そこら辺をよく行政の方と相談して、組織というものは、やはり市民の目線からも考えて、これがベストではないけど、ベターな組織というものは大事だよと。やっぱり市民の視線で考えて、行政は行政の思いで、それは大義名分はあるんだけど、やはり市民が見て、こういう関係は、要するに防災関係は総務部だというふうに、一般、通常的に考えられるような、そういう組織編成を考えたらどうかなあということを彼が言っていましたもので、それは私、数人にちょっと意見を聞いたんですよ。そうしたら私と同じような考え方を持っていましたものですから、あとは中の運用ということで考えればいいことだけど、やはり組織名というのは、名は体をあらわすということで、やはり市民の方の第一印象というのか、第一に感じたことですぐそういう行動を起こされますものですから、それが私は大事だと思うんですよ。ですから、そこら辺でちょっと憂慮をしているんじゃないかなあというふうに私は感じております。

まだほかの、例えば1つ、商工農政観光課にしましても、ここへ観光課を入れましたですね。それで市長は、観光課をこれから掘り起こすんだということを言われたんですね。課の運営というものは、そういう目的があって、それを推進していくというのは課組織でいいんですよ。まずはその前の、こういう表現をしたら、またちょっと適切じゃないかわかりませんが、まだはっきりしていないというようなときに関しては、プロジェクトチームという感じで、民間

の会社からプロジェクトチームを先行させて、そこで要するにマーケティングリサーチ、市場調査をして、それは本当に課として運営できるかどうかということをまず事前に調査をして、これは今後行政として一つの組織単位としてやっていけるなら、それは組織変更ということで、商工農政観光課でもいいんですけど、そういう形に持っていくのが本来のあるべき姿じゃないかなあというふうに思っておるわけでございます。

まだほかにもいろいろな、私が感じたこともございますけど、まずその優先順位、プライオリティーからいきましたら、この2つがちょっと気になりましたものですから、そこら辺をちょっとどうかなあということで、感じました。以上です。

〔「委員長に質疑は」の声あり〕

○6番（杉原克巳君） ごめんなさい。委員長に見解をお聞きしたいと思います。済みません。

○議長（藤橋礼治君） 総務常任委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 何と申しましょうか、委員長報告というのは、付託された議案について、委員会でのやりとりを報告することであって、委員会においても委員長の見解というのは原則としてはあり得ないんです。ちょっとイレギュラーな形でやるとか。

ですから、ここも個人的な見解、言い出したら切りがありませんので、ちょっと言いたいなあと思ってもやめておくという判断でございまして、あくまで委員長報告、委員会の報告にさせていただきます。ごめんなさい。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 当然、委員長の立場としたら、私見ということは出せませんもんで、委員会の、要するに議論されたことを当然されるという立場で、わかりますから。

まだほかにもいろいろな角度からの意見が出るかと思いますが、私は、そういうことで、先ほど申しましたように、ここでも、委員会のほうで、もう少し慎重に組織を検討してほしいということも一つのコメントとして出しておりますから、そこら辺はどうかなあというふうに思っておるわけでございます。

組織というものは、私、何回もくどいように言いますが、一旦決めたら、その組織は、機能が円滑に運営をされていないということで、じゃあもう来年変更しますというわけにはいかないんですよ。組織をなぶるということは、人事もなぶる、それからまた市民の皆様にも、こういうふうに組織が変更になったということで、また戸惑いもあるということで、なかなか組織をいじるということは本当に難しいことだというふうに、私自身も経験論から体験をしておりますから、そこら辺を十分に考慮して組織をなぶるということはやるべきだというふうに考えておるようなわけでございます。

お答えは、どうしたらいいんですかね。委員長にまたお聞きしましても、もう何ともならん

と思いますけど、委員長お答えください、質疑ですから。

○議長（藤橋礼治君） 今の杉原君の意味が委員長は多分わからないだろうと、よう答弁ができないと、こんなふうに判断しますので、これは答弁なしといたします。

○6番（杉原克巳君） はい、それでいいです。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔「討論は」の声あり〕

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

これより……。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） はい、松野藤四郎君、何でしたか。

○17番（松野藤四郎君） 杉原議員さんが質疑をして、藤橋議長は、これは違いますと。ということできまして、その後すぐに採決のような感じが来たんですけど、何か飛ばしておるような感じがしたんですよ。ちょっと確認をしたいんですが。

○議長（藤橋礼治君） もう今はや66号に入っておりますので……。

〔「ちょっと休憩」の声あり〕

〔「休憩動議をかけて」の声あり〕

〔「それならちょっと、動議」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 組織整備の関係でございますけれども、議案ですが、先ほどは杉原議員が質疑をいたしました。その後、通常は反対・賛成の討論ということになって、次は採決ということなんですけど、一部が欠けていたような感じがしますので、確認をしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 先ほど私は、杉原さんもこれは承認いただいたと思って、私は次へ。それで、委員長が答弁できないというふうで、今申し上げたとおりで進めておりますので。

〔発言する者あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 申し上げていないですね。休憩動議をかけますけれども、組織整備の議案が出てまいりました。その中で……。

〔「休憩動議だけを言うの」の声あり〕

○17番（松野藤四郎君） 休憩動議。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時39分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより議案第66号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第67号瑞穂市個人情報保護条例等の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

私は、議案第67号瑞穂市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について反対をいたします。これは、私が総括質疑で質問した議案でございました。

反対理由を申し上げます。

資料67の1の3ページについて、総括質疑でも疑問を感じましたので、執行部にお聞きしました。つまり、資料67の1の3ページには、この条例の第6条の4で、実施機関が収集してはならないものの具体的な例を挙げてございます。今まではきちんと箇条書きで書いてあったのを、箇条書きを、今度新しくは外して、べたにしておりますね。目立たないようにしてあるとしか思えません。つまり、非常に重要である度合いを薄めたことになると思います。これが1つ目の理由です。箇条書きを外してしまった。

②、今度は内容ですが、第6条の4の(1)に3つ掲げていたものがあります。思想、信教及び信条から、初めの2つの思想と信教をばっさり切り取ってしまいます、新しいのは。結論として、じゃあどのように条例が改正されるかということ、思想と信教は集めてもいいことになります。あなたの宗教は何ですかとか、どういう考え方ですかとか。

それで、これについて質疑をしたときに、執行部の御説明は、ガイドラインというものが国から示されているとおりにしたと。そのガイドラインでは、思想も信教も信条に入るというふうに答えられました。質疑でしたから、それ以上、はあという感じで引き下がりましたが、後から調べましたが、執行部のお答えのとおりだとすると、日本語から思想という言葉と信教という言葉はなくしてもいいことになりますね。そんなことあるでしょうか。

ちなみに調べてみますと、思想とは、いろんな説明がありますが、心に思い浮かべる考え、人生や社会についてのまとまった考え・意見、特に政治的、社会的な見解をいうというのはどの説明にもあります。

思想に関しては、過去に政治犯もあったわけですね、そういう考えを持っちゃいかんと。共産系はマルクス主義ですか、という思想を持ったら政治犯ですと、これはもう。本や何かを調べられて牢屋に入れられたわけですよ、今も世界ではあると思いますが。

信教とは何かを調べますと、宗教を信じることとあります。また、信教の自由、何の宗教を信じるか。信教の自由は日本国憲法の保障する基本的人権の一つ、何らかの宗教を信じるまた

は信じない自由、宗教的行為等、それを強制されないまたは自分からする自由、宗教団体を設立する自由などを含むと。憲法第20条によって保障されていると、これが信教の自由です。

過去の歴史を見ますと、日本でもキリシタンの迫害とかございました。現代の世界を見ると、イスラム教徒への誤解、えっ、いいのとか、あの人イスラム教徒みたい。もう瑞穂市にも見えますよね、イスラム教徒の格好をしている方は。私の地域にもいます。偏見をつくっていくというのは、一番怖いことです。

ということで、思想と信教という言葉が消してしまうというのは、これは憲法の改正で今、自民党が主張していることにつながっています。このように、権力が社会を変えるときは、ひそやかに、私みたいにこういうことに盾突く人がいない。気がつかないうちにええられていくという怖さは、明治から太平洋戦争に至るまでの歴史をテレビ等で見たり本を読んだりすれば明らかなわけですから、私たちはそれを学習してきているはずですので、ここは力を込めて、この改正には反対したいと思います。

私の質疑の後に小川理議員も、ガイドラインについて強制力はあるのかというような私の不足部分を補って質疑をしていただいて、その後で私の考えはなお一層固まりました。

以上、反対理由でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第68号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第69号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第72号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番 北倉利治。

先ほどはちょっと早とちりをしまして、失礼しました。

委員長報告の中であります大月多目的の着工日が31年4月というのは前々から聞いておりまして、そうなのかなと思ったんですが、文章にも書いてあるのに、今度は31年度中ということになった。この辺のところはどのような話し合いをされたか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

ちょっとイレギュラーな形になって、けさ急な訂正をお願いして済みません、私の責任です。

訂正した内容については、委員長報告をつくるときに、時間の都合上、事務局にテープ起こしと要約というか、短くすることをお願いしています。そして、私のメモと記憶により全部チェックさせていただきます。その前に、その委員長報告の原案は関係部署に全部送っていただいてチェックを受けているわけですね。ですから、今のところは「31年度中」というのはチェックを受けているんです。発言はそのとおりです、委員会の中の。ですから、そのとおりにけさもしていました。

けれども、けさになって訂正の申し込みがあったものですから間に合いませんでした。やりとりはした上でそのように書いたわけですので、一回チェックは受けているわけですので、けさになってというのはちょっとこちらで納得はできないんですが、そういう経緯です。申しわけありません。それにしても私の責任はありますので、おわび申し上げます。済みませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○総務委員長（くまがいさちこ君） 戻ってよろしいですか。

○議長（藤橋礼治君） 委員長、自席のほうに。

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 動議です。休憩を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時29分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 1 番 松野貴志君。

○1 番（松野貴志君） 議席番号 1 番、瑞清クラブの松野貴志です。

休会中、失礼いたしました。先ほど私の、8 ページにございます「平成31年 4 月の着工は変わらないのか」という部分に関しましては、私自身も若干いささか勘違いしていた部分もございまして、平成31年度中というような解釈でいましたが、これにつきましては、テープ等で確認をさせてもらいましたら、私はしっかりと「31年 4 月の着工は変わらないのか」という質問をさせてもらっております。

また、それに対しましての執行部の御答弁なんですが、変わらないという御答弁に、若干言葉が違うのではないかというような疑問を抱きましたので、委員長に対しましては、この質問に対する委員長報告がこれに変わりないか、再度、確認をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） お答えいたします。

私もテープを確認いたしました。答弁は、31年度の着工は、「中」はございませんでしたが、「31年度の着工は変わらない」でした。

ということで、これは重大な文言を私が委員長報告で落としたということになりますので、大変申しわけありませんでした。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 17 番 松野藤四郎君。

○17 番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第72号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第 6 号）について質疑をしたいと思います。

仮称の中山道大月多目的広場の基本設計の予算が700万円出ております。これが繰越明許というふうになっておりますが、これについては委員長報告の中で大分詳しく、そして十分な審議をなされているというふうには思いますけれども、この繰越明許費の理由に該当するかということとはちょっと問題ではないかというふうに思います。

それは、教育委員会より、繰り越しになる経緯についてはるる説明をされておりますけれども、予算編成に係る責任的な立場というのは行政長や副市長でございます。この明許繰り越しが該当することになるのか、こういうことを行政長から断言してあったのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） お答えします。

行政長が委員会の中で、繰越明許にしますと断言したのかという御質問ですね。それは、なかったと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○１７番（松野藤四郎君） 委員長の答弁ですと、これは教育関係ですので、そちらから説明はあったと思いますけれども、行政長からはそういうことはなかったということですね。

〔「はい」の声あり〕

○１７番（松野藤四郎君） もう一度聞きますけれども、これは来年度に繰り越してからプロポーザルで業者を決めるのか、また、プロポーザルの開催を行ってから応募する業者がいなくてということで不調になるとか、そういった、応募してきた業者が諸条件により基本設計の期間ではできないと、こういう理由が発生して初めて繰越明許ということになると思いますね。要するに繰越明許費には、この委員長報告の中では、確実な理由がないということですね。

それで、教育委員会は何も進めず、プロポーザル審査委員会の意見が繰越明許の事由に該当するのかという質問はあったのか、質問があった場合に誰が明確に答えているのか、委員長にお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） お答えします。

これが本来の繰越明許に当たるのかというやりとりがあったかということですが、委員会ではありませんでした。たしか総括ではお聞きしたような記憶がございますが、委員会ではありませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○１７番（松野藤四郎君） この案件については、多数の賛成ということで可決されておりますので、ほかの方が多分いろいろ意見を言われているんだなあというふうには感じをいたします。

私は、この繰り越すべき理由というのには何も該当しないんだよね、要は。こういった工事を受けた、受託した設計業者から、できない明確な理由、事由があつて初めて繰り越しができるというふうで思っております。執行部は年度内に完了できると思い、この９月議会にかけ、そして臨時議会を10月25日に開いてまで進めておいて、プロポーザル審査委員会の意見で短期間ではよい成果品とはならないと、こういう意見をもらったような理由で繰越明許となっている。

今回このような教育委員会の勝手な理由で会計単年度主義、これは４月１日から始まって翌年の３月31日までで終わるもの、これが単年度主義ですけれども、財政法第11条に書いていますね、これを覆るものではない。予算編成責任者の間違った判断であることを強くお伝えしておきたいと思います。

要は繰越明許というのは、財政法第14条3、これに基づいておるわけですね。ただプロポーザル審査委員会の意見で勝手に変えた。これは繰越明許には当たらないというふうに判断をして質問を終わりますけれども、委員長からそのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 くまがいさちこ君。

○総務委員長（くまがいさちこ君） お答えします。

先般も申し上げましたとおり、委員会の中においても、委員長報告に対する質疑の中でも、委員長の個人的な見解というのは申し上げる場はないというか、申し上げるべきではないということだと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会の中で、そういった繰越明許についての議論はなかったということで解釈をしておきます、委員長報告のとおりですね。わかりました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議案第72号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）に反対の立場で討論をいたします。

理由は一つだけでございます。24ページの生活保護の中の住宅扶助費がマイナス500万円減額補正となっていることについて、どうしても納得できませんので、それでこれは総括質疑で詳しい数字などをお聞きしました。しかし、その説明は正しいとしても、私は納得できない感じを持ちます。納得できません。

これは私の考え、どうしても打ち消せない考えによると、水際作戦の結果ではないかと。保護されるべき人が扶助を受けられていない疑いが拭えません。というのは、実際に今、目の前にそういう人がいるからです。昨日も県庁で関連部署の職員が約10人、そして市民団体、岐阜市ですが、の方とか、野村美穂民進党県議とかが立ち会って、延々とこの瑞穂市の事例について解決策はないかということが話し合われたそうです。きのうじゃないですね、おとといです。瑞穂市にはセーフティーネットという言葉はないのでしょうか。

もう一つ、憲法第25条はよく言われることですが、全ての国民は、「全て」です、貧困であ

れ、障害であれ、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。25条の2、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと。これについて前文で、憲法の、不断的努力をしなければならないと記されております。不断的努力、ふだんじゃないですね、不断的努力を瑞穂市の福祉関係は放棄しているのではないかと私は思います。

一般質問でも申し上げましたとおり、改正障害者支援法には、約10年前の当初の法案よりも何カ所にもわたって具体的に踏み込んだ改正が行われています。一口で言うならば、早期発見と早期支援です。これをしなければ、その後、発達障害というのは非常に重大な事項、困難な事項になります。今、それがあつたわけです。発達障害というのは、特にその中でも知的なおくれがない傷害は文字どおり見えにくい傷害ですが、この件についても改正法では疑いのある段階で早期な発見、早期な支援を打つべきだとされております。

最後に申し上げますが、これは現執行部、特に現福祉部長たちが悪いのではない、それを指摘しているのではないということは御理解いただいておりますでしょうか。瑞穂市は合併して15年、そして10年前には56年に及ぶ松野体制が変わりましたが、ようやくその10年後になって第1次の総合計画で高らかにうたわれた市民協働が、今になって組織によりよく組み込まれました。誰であれ、その集団の歴史は負います。瑞穂市の市民も議会も行政も負っているわけです。

さまざまに瑞穂市は施策がおくれておりますが、福祉もそれに漏れません。福祉部長におかれましては、このことが発覚して以来、いち早く事の重大さに気づかれ、打開策に奔走されたことを知っております。ただし、一般質問の本会議場では、具体的な事案を出すわけにはいかないので、そこまで言及されませんでした。けれど、私は非常によくやっているとしたいと思います。そして、さまざま歴史、おくれを背負っている今の執行部の方たちも、これから何とかしなきゃという思いをどなたも持ち、能力もお人柄も、それを背負ってやっていける方々だと思います。しかし、議会も含めて行政も、このおくらしている課題にどうしても背負って足を踏み出さなければならない、おくらせながらも。

ということを思いますので、このマイナス500万円、住宅扶助にひっかからざるを得ないので、反対いたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志です。

議案第72号平成29年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）につきまして、賛成討論を行います。

それぞれの補正予算書内にあります款・項・目・節におきましては、今後、瑞穂市に対しま

して必要な案件も多く、これらをしっかりと執行部のほうに願いを申し上げていくのと。

もう一つ、繰越明許費のほうで、補正予算の7ページにございますが、いささか若干不明な点もございますので、総務委員会のほうでしっかりと今後協議をして進めていきたいと思っております。特にこの中山道大月多目的広場のプロポーザルに対しまして、基本設計等の業務の基本設計予算700万につきましては、大月多目的広場につきましては巢南地区の市民の皆様の念願でもあります。また、楽しみにしている瑞穂市民も数多くございますので、時間をかけて計画する以上、よりよい広場になるよう執行部のほうにも重ねてお願いを申し上げまして、また、先ほどもお話がございましたが、31年度4月の着工が間に合うようお願いを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきます。

反対の理由は3つございます。まず1つは、マイナンバー推進導入費、これは約1,100万が計上されておりますけれども、このマイナンバー制度といいますのは、平成28年1月から運用を開始されております。しかしながら、2年近く経過をしても、マイナンバーカードの交付は全国の平均でいいますと9.6%、1割も満たない。それから、瑞穂市はおよそこれと余り差がないというふうに思われます。では、このマイナンバー制度の推進にかかる費用はどうかというと、この瑞穂市だけで申し上げましても、これは決算でいいますと、27年度は約8,800万、28年度決算、約4,500万、合計1億3,000万円でございます。

それから、コンビニ交付サービス導入推進事業、ちょっと言葉が長いですがけれども、コンビニで住民票の交付を受けられるというものでございますけれども、これも29年度予算額でいいますと約870万、それから28年度予算額でいいますと2,200万、合計で約3,000万ということになります。これで3年間一体どれぐらいの税金がつぎ込まれるのかといいますと、約1億4,300万になるわけですね。私、本当にこれは税金の無駄遣い、浪費だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

しかも、これだけ税金をかけても、市民の皆さん、あるいは国民の皆さんがマイナンバー制度は必要だと期待されておるのでしょうか。私は、それどころではなくて、むしろこのマイナンバー制度の活用が広がれば広がるほど、プライバシーの侵害、あるいは個人情報の流出などの不安が広がっているということを言わざるを得ません。

また、きょうのしんぶん赤旗、これは大変僭越ですがけれども、この記事の紹介も簡単にさせていただきます。働く人の給与から住民税を徴収するための特別徴収税の決定通知書が送られ

るわけですが、総務省は、この決定通知書にマイナンバーを記載しない、こういう通知が出されたという報道記事がございます。15日に総務省から各市町村の担当者に送られた事務連絡だということが紹介されておりますけれども、私はこのマイナンバー制度がいかに問題が大きいかということを言わざるを得ないというふうに思います。このマイナンバー制度の見直し、あるいは廃止が求められていると思います。

2つ目の理由でございますが、産地パワーアップ事業補助金、これに946万計上されておりますが、これは県の補助金を活用するものではありませんけれども、問題があるのではないかというふうに思います。直まきの機械といいますのは、私お聞きしましたら、14年、あるいは15年ぐらい前に一度導入されたことがあるということをお聞きしました。しかしながら、私が所属している産業建設委員会で少しお聞きしましたけれども、そのような経過があったという報告はございませんでした。私、これがもし事実としますと、やはりそのときに導入された検証が必要だというふうに思います。

それから、これが当時導入されたときに、いろいろ効果の点でも、なかったということが聞こえてまいりました。ですから、なかなか高額な機械ですので、これを購入して果たしてうまくいくのかということになりますと、やはりその効果が疑問なら検証が必要ですし、問題なら再考しなきゃならんというふうに思います。その点で、この検証がされたのかどうかということから言っても、もっと慎重に行われる必要があるのではないかというふうに思います。

それから3つ目の問題ですけれども、保育所費の減額、約7,000万弱が減額されております。これは主に人件費と、保育所に集まらないということがあるわけですが、私、その結果、どこにそのしわ寄せが行っておるのかと。これは、現場で働いている正規の保育士の皆さんにそのしわ寄せが行っておるというふうに思います。有給休暇が足りない、あるいはとれないとか、あるいは持ち帰り残業が多いとか、そういうところにしわ寄せが行っているように思うわけですね。

しかも、その保育士の皆さんのしわ寄せは、一体どこに行くのかということになりますと、これはやっぱり子供のところに行く。安心・安全の保育を行っていくことから言いますと、保育士の皆さんが余裕が持てない、こういうことにならざるを得ないのではないかなあというふうに思いますね。ですから、こんなお金がもし財源としてあるのなら、それを活用して、これはやはり正規の保育士をふやす、こういうことにぜひ活用していかなければ、私この問題はやっぱり解決していかないというふうに思うわけですね。

ですから、改めてこの保育士が足りないということは、いろいろ云々言われるわけですが、この問題を解決していくためには、正規の保育士をふやしていく、これ以外に解決はないということを訴えまして、提案をさせていただきまして、反対の理由とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

今回の一般会計の補正予算でございますけれども、補正予算の明細書の7ページ、この中に、委員会でも私は説明していたんですけれども、答弁は求めなかったんですけれども、10の教育費、7の保健体育費、（仮称）中山道大月多目的広場基本計画等作成業務、この700万円については、9月補正で上げてきておる。それで、12月補正で繰越明許に上げている。

大月多目的広場については、プロポーザルで今進めています。それが10月26日の第1回目のときに執行部は委員会の中で、うまく運営ができなくて、それを補正し、いろんなことを、委員会の中でいろいろな課題があったのを、一般質問のありました12月19日火曜日、その日に第2回のプロポーザル委員会をやりました。

第2回でいろいろと問題があったことを執行部は説明していますけれども、委員の中で、こういう改革をしたらプロポーザル委員会ができるよ、運営していけるよという中で、総務委員会で言ったのは、松野藤四郎議員も言っておられたように、繰越明許というのは今年度の平成30年度の3月補正で上げるべき。執行部は、提案して、予算が執行できないから、すぐ繰越明許、このやつは来年度に回して、本来、平成31年4月に着工するということを答弁しておるんだったら、行政努力でしなあかん。そのことが、今言っている、こういう補正をその時点で上げてくることはだめよということをしっかり言ってきましたんで、今後、総務委員会の中でしっかり、新しく新年度には総合政策課ができます。そこでは企画と政策立案ですので、縦の行政をいろいろと今、所管でやっているんですけれども、とにかく横と連携をとって、プロポーザルに詳しいんだったら、総務課のほうで部長を呼んでみんなでプロジェクトチームをつくってもいいもので、とにかく成功させる。

むやみにこういう繰越明許を、9月に上げて、12月に上げてくるのは行政としての努力不足じゃないかと。ちゃんと前が見えてくるのに、しっかりできなくても、繰越明許とか予算についてはあえてその時点で上げてこない。とにかく半年間を努力する。9月に上げたら、来年3月まで努力する。その時点で行政説明をしてくれということを言ってきましたんで、今回そんなことを委員会でしっかり私なりに委員としてやってきましたんで、今後の新しい行政組織ができますので、しっかり議会としてチェック機能を果たして、しっかり行政運営をするために、今回の補正予算についてはそのまま通して行政事務を進めていくということで、賛成討論いたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第72号の関係でございますけれども、反対討論をしたいと思います。

繰越明許のお話でございますけれども、財政法の14条の3、これは繰越明許ですけれども、これに具体的に当てはまらないということで、まずこれは反対ということですね。

通常、繰越明許というのは、設計して、発注して、工事が始まって、その段階でいろんなことが出てくる。例えば今の野田橋の歩道橋がよくわかるんですけど、ああいったものについては明確に繰り越しとわかるわけですね。今回はまだ何もやっておらんときに工期を延ばしておる、繰り越しをやっておるということは、この財政法上には当てはまらないということで反対です。

そして、先ほども小川議員からありましたように、保育所の関係でございます。これについても7,000万円近くが減額をしております。給料で1,000万、賃金で5,000万、それから派遣で1,000万。これは、現在28人の待機児童を抱えておるんやね。これを解決しなくてお金を減額する、返還しておる。これは努力が足らんと思うんですよね。保育士が集まらないからという大きな理由はあるんですけども、それは、正規・非正規があるんですけども、非正規のほうでお願いしておるもんでだめですということですよ。

私は、解決法は、正規の職員を雇用しやいいんだよ、職員を確保しやいいんですよ、これなら応募は幾らでもあります。そういうことをしなくてお金を減額するということは、もったのほかだということで、反対といたします。

○議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第77号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 総務委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第17、総務委員会の閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務委員長から、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出をされました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

日程第18 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第18、発議第5号福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

発議第5号福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

今、福祉の現場では、慢性的な人手不足が原因で、長時間・過密労働によって労働者の健康が脅かされ、職員の確保・定着・育成が困難となっています。その結果、利用者の安全さえ守

れずに、いつ事故が起きてもおかしくないほど深刻な事態となっています。利用者や保護者を初め、全ての国民が望んでいる「安心できる福祉」を実現するために、こうした事態を緊急に解決することが必要であります。

特に介護現場で働く人は3交代で、夜勤勤務があっても、全職種の平均に比べ給与が月10万円も低いという現状です。介護にはやりがいがありますが、現在、残念ながらやりがい搾取に当たるような状況が起こっていると考えられます。

毎年10万人が介護離職し、2025年には43万人の介護難民が生まれるとも言われております。介護や医療で働く人たちの給料を上げ、生活の保障がされれば、結婚し子供を育てて、家を建てたりすることができる、それによって経済が回っていくんです。真っ当に汗を流した人に真っ当な給与を出すことが、結局は経済が回り出すということだと思います。

このように、福祉人材を確保するためには、憲法25条に基づいて国の責任で国庫負担を大幅にふやし、福祉職場の職員配置基準を抜本的に改善して、完全週休2日制の実施や法律で定められた休憩・休暇の取得ができるように職員を大幅にふやすことと、人件費財源を大幅に増額し、全産業平均との月額10万円の賃金格差を解消するための施策を実施することが必要であります。よって政府において、下記の事項の実施に向けて強く要望いたします。

利用者の安全・安心が保障され、職員の生活も守れる福祉環境にするために、職員を大幅にふやすとともに賃金を大幅に上げて、処遇を抜本的に改善することを望みます。

以上、趣旨説明でした。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人でございます。

本意見書について質疑をさせていただきます。

本意見書に関しては、今年度、29年11月2日に瑞穂市議会が受け付けたものであります。その中において、瑞穂市議会議長殿というふうに宛てられた全国福祉保育労働組合、そのような団体が提出された意見書の提出を求める陳情でありました。

その内容については、同じ内容ではありますが、この全国福祉保育労働組合についての団体についてはどのような情報がありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 今の庄田議員の質問にお答えいたします。

その団体について、私は詳細は存じ上げておりません。ただ、この趣旨説明が私と全く同意見でありますので、意見書の提案者とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○９番（庄田昭人君） しっかりとした意見書を提出していただきたいという願いでありますので、この場において確認をさらにさせていただきます。

意見書の題目であります、福祉保育職場、このような職場が瑞穂市にとってどのような職場であるのか、確認をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 今の庄田議員の、瑞穂市における福祉保育職場とはどのような職場かということの御質問にお答えします。

まずは介護の現場ですね、そして子育て、保育、幼稚園、学校と考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○９番（庄田昭人君） 意見書の提出に至っては、議員必携の中を少し引用させていただきますが、町村の公益に関する事件について、町村の決議機関の議会の意思を決定し、国・県等に表明する権限である。公益とは、社会公益の利益をいい、その認定は事件の内容、性質から見て、議会が個々具体の事件ごとに判断するものであるとあります。そこで大事なのは、そして、それぞれの町村が公益関連の事件であるかどうかを、厳密な検討が必要である。意見書については、それぞれの市町がどのように関連があるのかをしっかりと検討しなければならないという一説があります。

そこでお伺いをいたしますが、この趣旨説明、意見書の中にある「職員の確保・定着・育成が困難となっている」、この部分については、岐阜市ではどのような職場があるのか、さらに、「その結果、利用者の安全さえ守れず、いつ事故が起きてもおかしくないほどに深刻な事態となっている」部分については、このようなことが行われているような事業者、もしくは団体があるのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 今の庄田議員の質問にお答えしますけれども、岐阜市ではなくて瑞穂市ですよね。

個々の現場を私は見たことはありませんけれども、話を、いろんな情報を聞いている中で、今の介護の現場、これは市が関連している特別養護老人ホーム、社会福祉法人があります。ここでの介護の現場、決して、労働基準法に定める残業時間が余りなく、本来あるべく就業状態ではないという話は多く聞きます。そして、子育てにかかわっている保育、そして教員の皆さんの今の就労状況を見ても、大変苦勞されているということを多く聞いております。

そういう中で、やはり瑞穂市も、これは瑞穂市の問題だけではなくて、法律のもとに行われている就労条件ですから、日本全国共通するものであります。ですから、法律をそのようにもう一度、現状に合わせたものに見直すべきだと思いますので、この意見書に賛同しているわけです。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 具体的な、瑞穂市の中、先ほど岐阜市と言いましたが、瑞穂市の中で結構でございます。申しわけありません。瑞穂市の中では具体的な事業所、もしくはそれぞれの団体がないと。一般常識、一般的に見てというようなことだというふうに確認をさせていただきました。しかし、やっぱり瑞穂市の中でいかにこの意見書が必要であるかと、厳密な検討ということは、きちっとした返答をしていただきたかったと思います。

意見書について、最後に質問をさせていただきますが、この意見書の題目としましては、福祉保育職場の職員の大幅な増員と資金の改善の実現を求める意見書ということでありましたが、最終的にまとめた文章が記の中であるのが、「利用者の安全・安心が保障され、職員の生活も守れる福祉職場」というふうになっておりますが、ここの部分で、先ほども鳥居議員の言われた福祉保育といったところの部分から言うと、なぜそこに保育という文章がなくなったのか、やはりここについては大きく限定をしているのではないのでしょうか。

福祉保育という部分の保育、この部分がその最後の記の中に入っていないのはなぜなのでしょう。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 今の質問については、まず質問の際に、賃金のところを資金とおっしゃいましたけど、賃金の間違いだと思いますけれども、本来、私も福祉保育というのを入れてもいいのかなと思いますけれども、この前段に書いてあります意見書の中で、この記にまとめるときに、保育も含めて大きく福祉というくくりで表現するために、福祉現場というふうに表記したと私は解釈しております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） 議席番号10番 若井千尋でございます。

ただいまの意見書に対して、幾つか質問をさせていただきたいというふうに思います。

今、庄田議員のほうからもありましたが、タイトルは福祉保育職場というところの職員の大幅な増員と賃金の改善の実現を求める意見書というふうに記載されておりますが、これずうっと趣旨文を読んでいきますと、福祉の現場であるとか、安心できる福祉であるとか、福祉労働者であるとか、福祉人材とかいうことで、福祉という言葉が非常に当然出てきますけど、まず最初に福祉という言葉の定義についてお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 今の若井議員の質問にお答えします。

この福祉は、日本国憲法にも公共の福祉という言葉が使われているように、人が人として、人らしく生きられるような、そういう概念だというふうに捉えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） 最初にタイトルの話を、福祉現場というところから、福祉という形でこれは大きく捉えておられる。また、先ほどの庄田議員の、記載のところにも、鳥居議員のほうからは福祉全体のということをおっしゃいましたけど、この中盤にある「福祉労働者全体の賃金底上げにつながらず」という文面の中で、「全産業平均より月額10万円も低い賃金格差は解消できない」というふうに読みますけど、確認をしますけれども、医療福祉という観点から、これはお医者さん等の賃金は含まれておるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○４番（鳥居佳史君） 今の若井議員の質問にお答えしますけれども、私それはわかりません。私自身は、入っているかどうかはわかりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） 今、お答えが明確でありませんでしたので、そうなってきますと、この文面の中で、「全産業平均より月額10万円も低い賃金格差」という文章には非常に疑問を持たざるを得ないわけでございます。

ですから、先ほど趣旨説明の中で、鳥居議員のほうから、庄田議員のおっしゃる福祉職場というものはどういうものであるかという御質問に対しては、介護であるとか子育てということの現場であるというふうに認識をさせていただきましたが、趣旨説明のときに医療という文言も出てきましたので、そのことを確認させていただきましたが、このことが明確でないと、この文章の「全産業の月10万円も賃金が低い」ということに関しては、くどいですが、少し疑問を持たざるを得ないわけでございます。

そのことに対しては、今、御答弁をいただけませんでしたので、少し気になるところではございますが、どうしても、このタイトルが、福祉保育現場であるのか、またさらには介護まで広がっていくということに対して、タイトルと全体が違うことに対して少し違和感を感じるわけですが、そのことに対して御説明いただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 趣旨説明の前文の中でありますように、介護、医療は余り触れていないんで、基本的には福祉現場というのは福祉介護、これは障害者福祉、障害者介護のところも入っていると思いますけれども、それと子供たちの子育ての教育の現場、そして保育の現場、ちょっと重なりますけれども、以前の答弁と。そのように解釈していきまして、この全産業の平均、全産業ですから、これはもう全産業で医療も入っているわけですが、それと今言った福祉保育現場の賃金の格差だというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○１０番（若井千尋君） 御存じのように、明後年の10月には消費税が現状の８％から10％に、２％の引き上げが今、国のほうでは行っております。これは当時の自民党、当時の民進党、それから公明党、３党合意のもとでこれが進めておられると思いますけど、これはいわゆる社会保障の安定した財源を求めるということで私は理解しておりますが、私ども公明党で言う福祉というのは、年金、介護、医療、子育て、こういった分野に関してしっかりとした社会保障の財源の安定をするということで今までお訴えをしてきておるつもりでございますし、また、さきの衆議院では、教育の負担の軽減をさせていただくといったようなことに対しまして、やはり税金をどのように使わせていただくかということに関しては非常に関心のあるところでございます。

いわゆるこの意見書の内容、福祉保育の現場に対しての意見書を出されることは、反対とか賛成とかいうことに関しては、また後で言いますけれども、要は中身が国に対する意見書でございますので、やはり、御存じないとか、また明確でないとかいうことが入っておることにしましては、今、鳥居議員がおっしゃるように、医療のことが不確実なこともありますし、そういったことや、この福祉現場ということに関して、やはり全体的なことなのか、またさらには福祉保育のことなのか、このことに対して明確であるようでないような内容に関して、非常に違和感というか、感じるわけですが、そのことについては、もう一度、どのように考えておられるのかを確認します。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○４番（鳥居佳史君） 私たちが身近に、現場という部分では、福祉の現場、先ほど言っていますように、その福祉の現場にかかわっている人、保育士さん、それから介護士、それから看護

師、そういう方々の労働状況が決して十分でないというのは日々感じていまして、この福祉保育現場の給料に該当するというのは、私たちの身の回りにある今言ったような現場で働いている方々の給与体系だということで、皆さんが、えっそんなところもというふうなところの職種の人は、私は想定しておりません。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井でございます。

先ほどもお話ししましたように、意見書を出すことは非常に私も皆さんの賛同を得ながら出させていただいておりますので、このことに関してはもっともっと地方議会として国に対してしっかりと意見を言っていく、そういった部分で、意見書を提出させていただけることは、どんどん皆さんでやっていかなければいけないというふうに思いますが、この内容の部分で先ほど確認をさせていただきましたが、この文面は、市民にはわかりやすい文面にはなっているかもしれませんが、意見書の提出先というのは、当然、国でございます。

先ほど話はございませんでしたけど、提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三殿、厚生労働大臣 加藤勝信殿という形で出されておるわけですけど、このことは御紹介はありませんでしたが、いわゆるこの記載の中で、確認をしますけど、利用者の安全・安心が保障され、職員の生活も守れる福祉職場にするために、職員を大幅にふやすとともに賃金を大幅に引き上げて、処遇を抜本的に改善する、これがうたわれておりますけど、先ほど言いました、市民の方にはわかりやすいですが、国に対して、政策立案をする、そこの部門に出すことに対しては本当に具体性が欠ける。どのことを、どうさせていただきたいのかということが、瑞穂市の議会として、総意をもって国に出す内容としては、いかにも稚拙としか言いようがないんですけど、そういった意味で、内容がこれでは、やはり国に対して具体的な意見を通すことに対しては、何が言いたいのか非常にわかりにくいということで、この内容に関しては反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

今いろいろ議論をお聞きしておりましたけれども、一言、二言、申し上げたいというふうに、賛成の立場から討論をしたいというふうに思います。

保育士の賃金ですけれども、これは、私、資料を持ってきましたけれども、厚生労働省賃金構造基本統計調査によりますと、2016年ですけれども、全産業の男女、男と女を合わせて賃金月額33万4,000円。では、保育士の賃金はどうかと。これも男女合わせてですけれども、22万3,000円、この差額が幾らなのかといいますと約11万、細かく言うと11万1,000円になりますけれども、11万円の差があると。全産業の平均と比べて保育士の皆さんの賃金がいかに安いのかということは、今、大きな問題になっているところでございます。

それからもう一つ、今いろいろお話しされておりましたが、じゃあ瑞穂市はどうかということにかかわって申し上げておきたいというふうに思います。

実は、国は、国の基準に基づく保育士の配置基準が定められておるんですね。ところが瑞穂市は、発達障害の子たちがふえる中で、これは瑞穂市としてですよ、加配で保育士を配置しております。これは財源はどこかという、国ではありません。瑞穂市がこういった子たちに安心・安全の保育をしたいと、しなきゃならんということで、これが配置されておりますけれども、実は国は、これをもとに戻しなさい、国の配置基準に戻しなさいと、こういう方向を示しております。

ですから、今本当に大事なものは、私たち瑞穂市も同じ悩みを抱えていると思うんですね。何かといいますと、待機児童を何としても解消したいと。いつも新聞記事を読んでいますと、瑞穂市のみという記事が多いですよ。最新の資料を見ても、美濃加茂市が1人ありましたかね。けれども、圧倒的には瑞穂市なんです。瑞穂市は何やっておると、こういうことになると思う。これは、県下でもそういう話題になるんですね。

じゃあ保育士がなぜ集まらないのかということは、教育委員会もいろいろ答弁されています。私も議員になって1年、まだ2年足らずですけれども、答弁されていますわね。何かというと、保育士が集まらない、こういうことを言っておられるんですね。じゃあ保育士が集まらない理由は何かと言ったら、これはもう明らかなおりでと思います。先ほど賃金のこと、国の統計も御紹介しましたが、やっぱり保育士の賃金が余りにも低過ぎる。

それから、加配の保育士の問題もそうです。先ほど言いましたけれども、保育の現場では、国が定めた基準をさらに上乘せしてほしいと、これではえらいんですよ、という声が聞こえてくるわけですね。つまり、保育の配置基準が低いので、現実と合わせて低いので、それを改めてほしいと、こういうふうな保育士の皆さんの声でありますけれども、ところがどうなんですかね。国は瑞穂市がやっておるようなことを、もうもとに戻しなさいと、こういうことまでやるというので、私はとんでもないことやと。思いませんか。

私は、やっぱりそういう点では、この保育士の皆さんの待遇、具体的にいいますと、賃金を少なくとも全産業の平均にすべきだというふうに思いますし、それから今、保育の現場がどれだけ大変なのかぜひ知ってもらいたい。休みもとれない中で、保育士は集まらないのですよ。あんなところにはよう行かんと。きつい職場には行けんということで、保育士の皆さんが集まらないんですよ。

ですから、そのためには何が必要かといいますと、配置基準を改めて、保育士をふやしていく。基準を改めて、ふやしていくということしかないんですよ。そうしないと、実際に瑞穂市でも、幾ら保育士が集まらんといったって、国がそういう基準を示している以上、保育士はふやせない、こういうことになってしまうんじゃないでしょうか。私は、そういう点では、この瑞穂市にとっても大変切実なことだというふうに思います。瑞穂市にとって、どういう関係があるんかということは言われましたけど、関係がないどころか、大いに関係があるというふうに思うんですね。

ですから、これはぜひ、この意見書ですけれども、採択をしていただきたい。そのことが、私たち瑞穂市にとっても必要になってくると。特に瑞穂市には大事だということを強調させていただいて、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

日程第19 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については2件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件説明します。

まず1件目は、平成30年2月1日に、岐阜県市議会議長会主催の議長会議、講演会及び情報交換会が瑞浪市のミュージアム中仙道で開催されるため、議長に同行して主席する副議長を派

遣するものです。

2件目は、平成30年2月4日に、市民センター大ホール及び巢南公民館多目的ホールで第8回意見交換会を開催するに当たり、全議員を派遣するものです。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきましては、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成29年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後0時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年12月22日

瑞穂市議会 議長 藤 橋 礼 治

議 員 森 治 久

議 員 庄 田 昭 人